

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年8月1日付けで提起のあった、豊橋市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成25年6月14日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

2 本件審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由について、次のとおり主張している。

(1) 経緯

① 請求人は、2年ほど前から[]を発症して通院が必要なため、就労することも難しく、請求人自身の資産もないため、請求人の母親から月[]円の借入を繰り返して何とか生活を維持してきた。

② しかしながら、日々の食事も満足に取ることができないため、平成25年6月7日、生活保護の申請を行いました。本年6月14日付「保護申請却下通知書」を同日に受け取った。

③ 保護申請却下の理由は、「預貯金の活用により生活保護を要しないため」というものであった。

(2) 違法性ないし不当性

① 預貯金の活用をすることができない

請求人には、そもそも活用すべき預貯金はない。そのため、却下の理由が活用すべき預貯金があるという預貯金は、請求人の[]名義の預貯金である

と思われる。

しかしながら、たとえ■■■■であるとはいえ、他人名義の預貯金を勝手に費消することはできません。また、■■■■に対して後見開始の審判(平成24年(家)第8101号並びに平成24年(家)第8102号)がだされて■■■■が■■■■の財産を管理する成年後見人に選任されており、■■■■から「家庭裁判所から、成年被後見人(■■■■)の預金をそのような使途に使うことはできないといわれているため、あなたに■■■■のお金を渡すことはできない。」といわれております。

以上の事情を前提にすれば、「活用すべき預貯金がある」という保護申請却下の理由は、あきらかに不当です。

請求人にはそもそも活用すべき預貯金はないわけだし、「活用すべき預貯金」が請求人の■■■■名義の預貯金だとしても、その預貯金を管理している成年後見人が家庭裁判所の指示で■■■■名義の預貯金を請求人の生活のために使うことができないといっている以上、■■■■名義の預貯金をとらえて「活用すべき預貯金」があるというべきではない。

さらには、請求人自身、財産管理権をもたないとはいえ、■■■■の成年後見人(平成23年(家)第8366号)になっており、家庭裁判所が否定する使途(成年後見人の生活費)に成年被後見人の財産を使えば、最悪の場合、業務上横領の罪に問われかねません。最高裁(平成24年10月9日最高裁第二小法廷判決、裁判時報第1565号3頁)は、たとえ刑法第244条第1項所定の親族関係があっても刑法上の刑罰を免除することはできない、と判示しているため、豊橋福祉事務所長がというような預貯金の活用を強引に行えば、請求人は業務上横領の罪に問われかねません。

以上、請求人には活用すべき資産はなく、請求人の■■■■名義の預貯金を請求人の生活維持のために使うことができない以上、「活用すべき預貯金がある」という保護申請却下の理由は、あきらかに不当である。にもかかわらず、請求人の■■■■名義の預貯金を活用せよというのは、請求人に業務上横領の罪を犯して刑罰に服せといっているに等しいといわざるを得ない。

② 本件は、法第10条但書により、請求人個人を単位として定めるべきである。

法第10条本文は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と定めている。この規定は、生活困窮という状態が生計を同一にしている世帯全体を観察してはじめて把握される現象であるという社会通念に基づくものと思われる。また、法第4条第2項は、民法に定める扶養義務者の扶養は生活保護に優先する。と規定している。

確かに、同一世帯に属する者は、事実上、生計の面で互いに依存し援助しあう関係にあるのが通常であろう。そして、請求人と請求人の■■■■は、同一

世帯に属して互いに依存し援助しあう関係にあり、世帯員の資産を生活維持に活用すべきだとの理由から保護申請を却下したものと思われる。しかしながら、請求人の■■■■名義の資産（預貯金）を活用することができない以上、互いに依存し援助しあう関係にあるということとはできず、法第 10 条本文にある「世帯」で生活保護の要否を判断すべきではない。

また、夫婦と未成熟子の間という生活保持義務とは異なり、請求人と請求人の■■■■との間での扶養義務は生活扶助義務であって、その扶養義務の程度や方法等は最終的には家庭裁判所の審判で定められることになっている。そして、請求人と請求人の■■■■との間での扶養義務の程度方法を最終的に定める家庭裁判所が、請求人の■■■■名義の資産（預貯金）を請求人の生活のために使うことに否定的であるということから、生活保護に優先する扶養義務者が存在すると解すべきではない。確かに、生活保護に優先する扶養義務の具体的認定は第一次的には行政庁の判断に任されていると解する立場があるが、請求人と請求人の■■■■との間での扶養義務の程度方法は家庭裁判所が最終的に定めるという民法の規定を無視することは許されないはずである。法第 4 条第 2 項の所謂「親族扶養優先」には該当しないというべきである。

請求人の■■■■は■■■■の施術を受けて入院しており、受給している年金以外に収入はなく、入院費等を支払えばほとんど余剰はなく、生活実態としても、請求人を扶養できる状態ではない。第一、家庭裁判所が否定的な判断をしている以上、扶養義務の程度方法につき最終的な決定権限を持たない行政機関が、扶養義務の最終的な判断者である家庭裁判所の意見を無視して生活保護の要否を決定すべきではない。

以上の理由から、本件の場合、法第 10 条但書により、請求人個人を単位として生活保護の要否を決定すべきである。

第 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は次のとおりであり、これらの点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

- 1 「本件は、生活保護法第 10 条但書により、審査請求人個人を単位として定めるべきである」について

現在、■■■■は■■■■入院中であるが、請求人の居住する住居への帰来性は喪失しておらず、「局第 1-1-(5) 及び (7)」により、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合に該当すると考える。

また、世帯分離要件については、「局第 1-2-(1) から (8)」のいずれにも該当しない。

- 2 ■■■■の「入院費等を支払えばほとんど余剰はなく、生活実態としても、審査請求

人を扶養できる状態ではない。」について

関係資料のとおり、■■■■には年金収入の他に預貯金が約■■■■円あり、生活保護法における基準生活費と照らし合わせてみても、「余剰がない」と言える金額ではない。

3 「審査請求人と■■■■との間での扶養義務関係」について

審査請求書中には、■■■■の扶養義務について述べられているが、そもそも「扶養義務」ではなく「同一世帯」としての見解である。

4 法第10条に基づく「世帯」としての認定について

以上のことから、当福祉事務所は請求人を「世帯」として判断し、生活保護の申請を却下とした。■■■■の預貯金が消費され、その時点で生活困窮状態である場合には、再度生活保護申請を行い、要否を判断する用意があることを請求人に伝えている。

第3 請求人の反論

請求人は、反論書の中で次のとおり主張している。

1 第1の弁明について

「審査請求人と審査請求人の■■■■を同一世帯として生活保護の要否決定をする。」及び「処分庁の決定は妥当である。」との答申は認めない。

2 第2の弁明について

「局第1-1-(5)及び(7)」により、同一世帯に属していると判断すべき場合に該当するとしているが、請求人の■■■■は平成18年12月に■■■■(グループホーム)に入所し、平成20年9月施設にて共同生活が困難になったため、■■■■(介護療養型医療)に入院し介護・看護を受けてきたが、平成23年12月1日■■■■手術を受け現在に至っている。■■■■は■■■■歳でありこの状況を考えれば、住居への帰来性は既に喪失しており、同一世帯に属していると判断できない。

また、局第1-2-(1)から(8)のいずれにも該当しないとしているが、機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域・請求人の生活実態に十分考慮して判断すべきである。そして、■■■■は第三者成年後見人が就職した時点で住所を別にして生計している。

3 第3の弁明について

■■■■の預貯金について「余剰がない」と言える金額でないとしているが、■■■■には第三者の成年後見人が就職しており、■■■■の預貯金には、今後の入院費等の病院諸経費及び第三者成年後見人の報酬支払いが含まれており、預貯金の残高をもって「余剰がない」と言える金額ではないと判断するのは誤りである。

4 第4の弁明について

「扶養義務」ではなく「同一世帯」としての見解をしているならば、請求人の面

談、生活状況、生活実態を調査して判断すべきである。

5 第5の弁明について

■■■■の預貯金が消費され、その時点で生活困窮状態である場合には、再度生活保護の可否を判断するとしているが、この場合は請求人及び■■■■の両名を指していると考えられ、■■■■には第三者成年後見人が就職しており、後見人報酬の支払いが発生することを承知のうえでの判断であると考えます。

第4 審査庁の判断

1 認定した事実

- (1) 処分庁は、平成24年4月頃から請求人及び請求人の■■■■の成年後見人である■■■■司法書士から生活相談を受けていた。
- (2) 処分庁職員は、請求人の■■■■の住民票が、請求人の住所から■■■■司法書士の住所へ平成24年6月26日に異動していたことを確認した。
- (3) 同年9月13日、■■■■司法書士が処分庁へ相談のため来所した際、処分庁職員は、請求人と請求人の■■■■の居住実態について尋ね、入院前は請求人の■■■■も存命であり、一緒に生活していたことを聞き取った。
- (4) 平成25年6月7日、請求人は、処分庁へ来所し、保護を申請した。
- (5) 同月14日、処分庁は、原処分を決定した。
- (6) 同年8月1日、請求人は、審査庁に対して審査請求を提起した。

2 判断

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。これは、保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めたものであり、保護制度が、自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを規定している。

また、法第10条には、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と保護が世帯単位を原則に行われることを規定している。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発第123号厚生事務次官通知）の第1「世帯の認定」において、「同一の住居に居住し、生計を一にしているものは、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、住居を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされ、「生活保護手帳別冊問答集2012」（平成24年8月20日発行）には、世帯の認定として、「「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集まりをいうが、生活保護法に規定する

「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている。もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。なお、同一居住は、同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないから、同一の住居に居住してなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合がありうる。（中略）あるいは、病院に入院している等の場合は、それぞれ（中略）入院必要期間が終了すれば、他の世帯員の居住する住居に帰来することが予定されているものであり、このようにやむをえない事由によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであって一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているような場合は、居住を異にしている同一の生計を営んでいるものであり、これを同一世帯として認定することとなる。」と解説されている。

これらを踏まえて本件の事例を見るに、処分庁が原処分を行うに際し、入院前は請求人の■も存命で、請求人の■も含めて一緒に生活していたことを確認しているが、その後起きた請求人の■の死亡や請求人の反論にある平成 18 年 12 月にグループホームへの入居以降の請求人の■の生活実態が、当該世帯の同一性を否定するような影響を及ぼしていることも思料され、処分庁の「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 1-1(5) 及び(7) により、居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合。また、世帯分離要件については、第 1-2(1) から(8) のいずれにも該当しない。」との判断の根拠は希薄であると言わざるを得ない。

つまり、処分庁において、世帯の同一性を否定する事実についても認められていないが、同一世帯として認定する根拠についても確認できなかった。

したがって、これらの状況のまま決定された原処分は、違法ではないものの不当であると判断せざるを得ない。

以上により、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 25 年 9 月 13 日

愛知県知事 大村 秀

